

たんばりんぐ



石像寺 四神相応の庭（市島町中竹田）

655年開基と伝わる名刹。慶安元年（1648）に曹洞宗として再興。境内には、重森三玲氏作、青龍、白虎、朱雀、玄武の四神相応の庭があります。また、高浜虚子ゆかりの句碑の庭があるほか、裏山には高さ12m、幅20mにも及ぶ巨大な磐座がそびえています。



2011.7
第27号

特集♪

目次

6月定例会本会議	2
庁舎統合に係る調査特別委員会報告	5
一般質問13人が市政をたず.....	6
議会基本条例（案）についてみなさんの意見を募集します	11
トライやる・ウィークを終えて	20

「丹波おばあちゃんの里」多目的交流施設建設へ

レストラン部を整備

6月補正予算のおもな内容

被災地への職員派遣経費（職員手当、旅費等）	1,760万円
子育て支援事業	609万円
こども医療費助成事業 （ホームページ作成・ひとり親家庭の就労支援講座実施委託料等）	822万円
保育所運営事業	1,796万円
病児・病後児保育事業	290万円
がん検診等推進事業	425万円
野猪等防除事業	1,220万円
森林林業緊急整備事業 （道の駅丹波おばあちゃんの里多目的交流施設建設費）	1億2,413万円
中心市街地活性化事業（大手会館整備）	100万円
企業誘致推進事業（印刷製本費・広告料）	624万円
観光施設トイレ整備事業（設計監理委託料）	250万円
小学校施設整備事業	940万円
学校給食管理事業（賃金・備品購入費）	600万円

第53回定例会を5月30日から6月24日まで26日間の会期で開催しました。平成23年度補正予算の審議（一般会計1億3,271万円）、条例の改正などを慎重に審議し、それぞれ可決しました。

補正予算について、本会議での主な質疑は以下のとおりです。

多目的交流施設

問 道の駅丹波おばあちゃんの里多目的交流施設内の案内所の事業内容は。また、現在のトイレ横案内所、情報コーナーとの使い分けはどうするのか。

答 ▶現在は、兵庫県において設置されている情報コーナーの一部を観光協会が間借りをし、観光案内の窓口を設置しています。新たに多目的交流施設が完成すれば、既存の情報コー

ナーは道路情報提供や、ドライブの休憩場所として活用し、新たな施設で観光案内業務を行なう予定です。

問 道の駅丹波おばあちゃんの里多目的交流施設建設にあたり、第3セクターである春日ふるさと振興（株）と的確な覚書は交わしているのか。

答 ▶現在、第3セクターの春日ふるさと振興（株）も52.5%出資をしています。今後、事業を展開するためには株式の二定の整理が必要と考え、市の出資割合を25%未満に下げていくための覚書を交わしたところです。

がん検診

問 がん検診事業の内訳と受診対象者数は。

答 ▶働く世代への大腸がん検診事業として、40歳から60歳の節目5歳刻みの方を対象に無料検診を実施します。がんの早期発見と健康意識の普及啓発、市民の健康保持や健康増進を図ります。今回の対象者は4,376名です。

被災地への支援

問 被災地への職員派遣について、今後の対応は。

答 ▶6月9日までに総勢114名の職員を被災地に派遣しました。今後は支援先を特定したカウンターパートナー方式による支援の検討や、全国市長会などから、専門分野の支援として3カ月以上の中・長期的派遣の要請も始めており、市として継続した支援ができるよう体制を整えます。

野猪等防除事業

問 野猪等防除事業のそれぞれの内容は。

答 ▶「シカ捕獲実施隊編成支援事業」は、県では昨年度よりシカ捕獲専任班を編成して捕獲してきました。本年度は、その事業が市に移行され、名称がシカ捕獲実施隊と変更されて、引き続き市の猟友会にお願いし、計画的な活動により捕獲を実施します。「シカ捕獲拡大事業」についても、県から市に移行されたもので、短

期集中的に個体数を減少させるため、有害捕獲だけでなく、狩猟期のシカ捕獲に対して捕獲報償費を支給し、捕獲の拡大を図るものです。「狩猟技能向上促進事業」は、射撃場の不足等により、県内で射撃練習が十分にできないことから、県外の射撃場で練習を行なう場合の交通費の一部を補助するものです。

企業誘致について

問 企業誘致推進事業の広告料の内容は。また、企業誘致を行なうのには何がネックとなっていると考えているのか。

答 ▼東日本大震災が発生したことを受け、東日本の各企業ではリスク分散の動きを強めており、西日本への拠点分散が予想されます。そこで、市の企業誘致広告を日本経済新聞の関東版（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）並びに京阪神地域版に掲載し、広くPRするためのもです。市を広く周知できていないことが、企業誘致でのネックとなっています。



子育て支援

問 子育て支援事業の内容はどのようなものなのか。

答 ▼子育てに関する情報の得やすい環境づくりの二環として、子育て支援ホームページを計画しています。子育てや育児に関するサークル活動の紹介や会員募集情報を掲載することで、ボランティアグループの活性化を図り、情報交換の場や、仲間づくりを推進するなど、子育て不安の解消や子育ての孤立防止など、地域ぐるみで子どもを育む気風の醸成も目的にしています。

また、ひとり親家庭の就労支援講座は、事務職就労にあたってはパソコン技術が必須となっている状況を鑑み、基礎技能の習得を推進します。受講生40名を予定し、市内パソコン教室開設者への委託をする予定です。

市長20%減給(1カ月)を可決 副市長も10%

「特別職の職員で常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例制定」が提案されました。

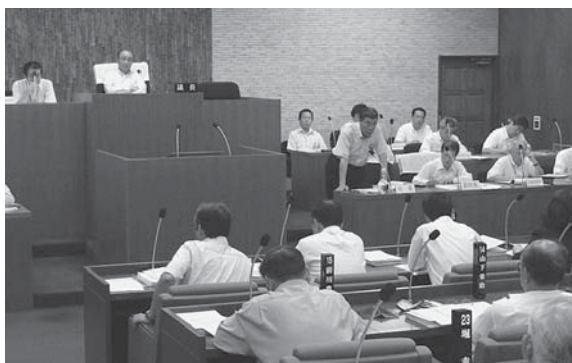
質疑、討論を経て、記名投票を行なった結果、賛成20票、反対2票により可決しました。

この議案の可決により、市長の7月分の給料は83万6,000円が66万8,000円に、副市長は66万5,000円が59万8,000円に減額されました。

提案の理由

春日町野上野に建設予定の、仮称「丹波市クリーンセンター」の一般廃棄物処理施設整備・運営事業に関し、今回、業者の辞退という状況を引き、事業推進に遅延を生じたことについて、野上野自治会、ひかみクリーンセンター周辺地域の皆様をはじめ、市民の皆様、市議会に對し、多大のご迷惑をおかけする結果となり、これまで陳謝を申し上げてきたところです。

と判断し、7月分給料について、市長については20%相当の減額（1カ月）、副市長については10%相当を減額（1カ月）するものです。



▲質疑に対し答弁を行う市長

賛成討論

西本嘉宏

3月定例会で可決された、辻市長に対する「問責決議」は、（仮称）丹波市クリーンセンター整備・運営事業の中断という事態を引き起こし、市民の中に不安と不信を与えてきたことに対して、市長として目に見えるかたちでその責任を明らかにするよう求めてきた。今回の内容は、実際上は、もう少しあってもいいと思うが、二応かたちを示したことを評価し賛成する。

反対討論

奥村正行

事業の遅れは、業者の辞退が第一の原因ではなく、計画当初から炭化物の引取先の確保や参加企業が限られていたことなど、多くの指摘があつたにもかかわらず推し進めた結果だ。市長は20年6月議会での問題について、「政治生命をかけて取り組まなければいかん」と答弁されているが、この事は、民間企業なら倒産か社長交代になる様な重大な失政である。責任の重さはこの提案ぐらいなのか、信を問うべきだ。

足立正典議長が陳謝

6月定例会最終日の冒頭、この3月定例会で議決した市長問責決議に対して、市長から出された議決内容の確認書の取り扱いに、不適切な事務処理があったと議長から陳謝がありました。

議長は、4月4日、市長から提出された問責決議に対する質問を記載した確認書を受け取り、同日、市長と面談し「問責決議の内容については、市長自ら受け止めてもらいたい」旨を口頭で回答しました。しかし、この確認書が提出されていたことや、その経緯を議会に伝えず、確認書を2カ月間未決裁としていました。

この件について、6月7日に開催された議会運営委員会において「議会への報告がなかった」、「この件については、公文書により回答すべき」などの指摘があったことを受け、この一連の事務処理に対して行なったものです。



市島中学校大規模改造耐震補強工事（第3期）請負契約の締結
契約金額
211,743千円

請負業者
前田建設(株)

工期
平成23年6月24日から
平成23年12月15日まで

工事の概要
屋根ブレース 8カ所、壁面ブレース 12カ所、屋根葺替、外壁塗装、便所改修、スロープ設置、校舎周辺整備等

人権擁護委員の推薦
委員の推薦について同意案件を可決しました。（敬称略）

人権擁護委員
丹波市青垣町栗住野
中山 謙逸

丹波市春日町黒井
赤尾 知子

農業委員会委員の推薦
農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により4名を議会推薦しました。
（敬称略）

氷上町石生
梅澤 忠司

青垣町中佐治
足立 信昭

春日町朝日
荻野 正幸

市島町上竹田
井上 昌義

全国市議会議長会議員表彰

6月15日に東京都において、全国市議会議長会定期総会が開催され、長きにわたり活躍されている議員に表彰状が贈呈されました。

これを受け、定例会最終日に議長から伝達が行なわれました。

永年在職表彰

前川 豊市
木戸 せつみ

5月臨時会・6月定例会議案の審議結果

■全員賛成で可決、同意した議案

議案第83号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例改正
同意第6号、第7号 人権擁護委員の候補者の推薦
議案第85号 職員の互助共済制度に関する条例の一部改正
議案第86号 職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正
議案第87号 税条例の一部改正
議案第88号 旧慣による市有財産の使用廃止（氷上町横田字吉右エ門谷）
議案第89号 市有財産の無償譲渡（山田自治会）
議案第90号 字の区域変更及び字の廃止について
議案第91号 平成23年度丹波市一般会計補正予算（第2号）
議案第93号 土地区画整理事業の実施による換地処分に伴う関係条例の整理に関する条例制定
議案第94号 市島中学校大規模改造耐震補強工事（第3期）の請負契約の締結
議案第95号 平成23年度丹波市一般会計補正予算（第3号）

審議結果は左のとおりです。



■賛否の分かれた議案

○…賛成 ×…反対

議案	足立一光	林時彦	田坂幸恵	藤原悟	奥村正行	田口勝彦	坂谷高義	太田喜一郎	岸田昇	西本嘉宏	広瀬憲一	垣内廣明	荻野拓司	山下栄治	前川豊市	瀬川至	足立修	大木滝夫	木戸せつみ	小寺昌樹	山本忠利	高橋信二	堀幸一	足立正典	議決結果
議案第84号 国民健康保険税条例の一部改正	欠席	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	原案可決 （賛20、反2）
議案第92号 特別職の職員で常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例制定（P3参照）	欠席	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	原案可決 （賛20、反2）

「庁舎統合に係る調査特別委員会」報告



22年9月14日の第44回定例議会において、庁舎統合に関する調査研究を行なう特別委員会が設置され、小委員会も含め延べ24回の委員会を開催し、付託を受けた内容について、6月24日の本会議で西本嘉宏委員長が調査結果を報告、同日、議長から市長に報告書を手渡しました。

(報告書の原文より)

調査の結果

丹波市は、発足から7年目となるが、合併における大きな課題の1つは、統合庁舎建設の問題である。この課題は、6町合併直前まで候補地を持ち寄り議論されたが、結論に至らず、新市へ持ち越された経過がある。今回の市の「庁舎整理統合基本計画」は、こうした経過や議論にはこだわらず、「市庁舎検討委員会」の提言を受け、庁内のプロジェクトチームで検討した結果として、現本庁舎か春日分庁舎どちらかに統合し、増築する内容としている。

庁舎統合に係る調査特別委員会は、こうした市の「庁舎整理統合基本計画」等についても調査、検討を行ってきたが、統一した意見が示せないため、概ね三つの意見(①分庁舎方式で、当面現状を維持する②現本庁舎か春日分庁舎に統合増築する③新しく市の中心部

に建設する)での中間報告をしてきたところである。

また、この間市内350人以上の自治会長等に、今後の庁舎のあり方についてのアンケートを実施し、回収率82%を超える多くの方々の協力と貴重な意見をいただけてきたところである。

こうした経過の中で、これまでの調査やアンケートの集約と分析、意見を踏まえ、各会派の意見の取りまとめを行い、ここに庁舎統合についての「提言」として調査の結果を報告する。

■庁舎統合についての提言

(1) 庁舎の統合について

① 庁舎については、市のシンボルとして市民の一体感があること、維持管理費や職員配置・体制の効率化による経費の削減や窓口事務の一本化を図り、市民の利便性を向上させるなどの効果が期待されることから庁舎統合の方向が望まし

い。一方で広大な市域において、庁舎が統合されることで市民サービスの低下が心配される部分も残されることから、支所機能の維持充実はもちろん手続きの簡略化や情報機器の活用、周辺地域から中心部への交通支援策など市民サービスの二層の充実が求められる。統合を計画する場合、市民的合意を得るためにもこうしたことにも配慮し、同時に明示する必要がある。

また、庁舎統合に伴う大きな課題として、空き庁舎の取扱いについての明確な方針と方向付けを市民に示す必要がある。

② ①の意見とは別に、本調査特別委員会が実施したアンケートの結果は、「現状のまま使う」、「大型事業後に延期する」という意見が半数を占めている。こうした市民感情からも、現在の庁舎は十分に使用可能で、当面そのまま使い、「財

政的にも庁舎建設より市の活性化や市民生活の充実に重点を置く」という意見や統合するにしても当面、教育委員会や水道部など「必要最小限の統合で小規模改造にとどめるべきだ」という意見もあった。

(2) 庁舎統合の場所・位置と時期について

① 庁舎統合の場所・位置については、「本庁舎か分庁舎に統合し、増築する」という意見もあったが、統合庁舎としての機能を十分果たすためには、増築庁舎や駐車場などの用地確保と併設する体育館などの存廃問題、アクセス道路の整備、中心市街地としての発展性など多くの課題が残ることから、統合庁舎は、「市の中心部の新たな場所(公共用地等)での建設が望ましい」とする意見が多くあった。

また、市の将来を展望しなければならぬ重要な課題である庁舎統合については、現在策定中の「都市計画マスタープラン」を考慮する必要がある。②庁舎統合建設の時期については、基本的には合併特例債の活用が出来る「平成26年度までに着工」というのが多くの意見であるが、これについては、

自治会長等へのアンケートの結果でも示されたように、財政問題などから早期着工を懸念する声もあり、市民の合意形成に努力すべきである。

(3) 庁舎統合に伴う財政上の課題

庁舎統合に伴う財政についての基本的な考え方は、財政上有利な「合併特例債」が活用できる時期の庁舎建設が望ましいと考える意見が多数であった。アンケートや市の「市庁舎検討委員会」での議論の中心は、今後の財政状況を見通す中で、庁舎建設に伴う多くの建設費を投入することについて、どのように判断するかという財政上の課題がある。さらに、東日本大震災や福島原発事故災害による政府の救援・復興が、国家的課題となる中で、今後地方財政への様々な影響が予想されることも注視する必要がある。

(4) 留意すべき事項

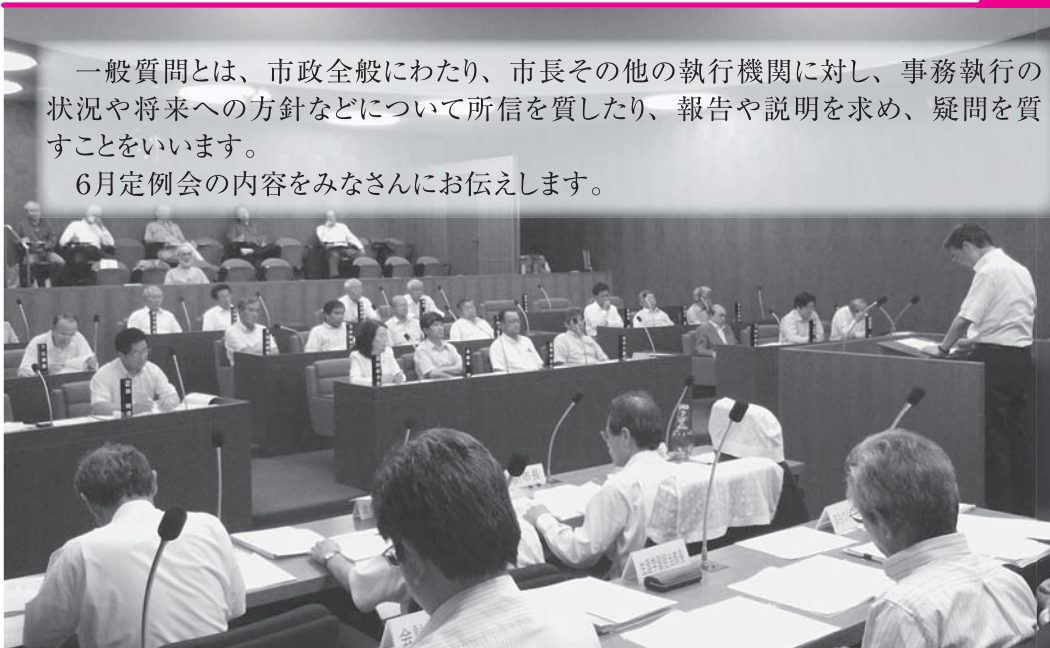
庁舎建設の財政上の将来負担などについて、市民への情報提供と説明責任を果たすことや市民アンケートなどにも必要な時期に実施するなど市民の合意形成に最大限の努力をするべきである。

一般質問

市政をただす

一般質問とは、市政全般にわたり、市長その他の執行機関に対し、事務執行の状況や将来への方針などについて所信を質したり、報告や説明を求め、疑問を質することをいいます。

6月定例会の内容をみなさんにお伝えします。



福島原発事故をうけ

福井原発への対応は

県や近隣市と連携し防災計画に活かします

高橋信二議員

問 福島原発事故をうけ、関西電力や県当局と何らかの対応はしたのか。

答 何らかのアクションを起こしたことはありません。兵庫県は防災計画に原子力災害による避難行動などの見直しを行なうこととしています。

問 市島、春日では50キロ以内に入る地域がある。福島と同程度の事故が発生すればどうなるのか。

答 市内には、日本一低い分水界があり、風が北から南へ吹き抜ければ「計画的避難区域」や「緊急時避難準備区域」に入る可能性もあります。

問 京都府の各市には「環境放射線監視テレメータシステム」による速報がなされている。このような装置を

設置するとともに放射能対策を防災に取り入れるべきだ。

答 日ごろから常時放射能に対し正しい知識を持つよう心がけねばなりません。県、近隣市と連携を取りながら正しい情報を伝えます。

問 太陽光パネルやバイオマスによる代替エネルギーを政策的に取り入れ活性化に役立てるべきだ。

答 丹波の特性にあったエネルギーであり、調査研究をします。



△京都府環境放射線テレメータシステム

機構再編後の「企画」使命は

重点施策の企画・立案に専念させる

大木滝夫議員

問 再編された機構において市の方向性を見出す企画部門の充実がもつとも重要である。地方分権の流れの中で積極的な市政運営を図るには「市の将来は自分たちの肩にかかっている」との気概を持ち企画能力の向上に努め、市民の負託に応えるべきだ。

答 高度化した課題や多様なニーズに的確に対応していくため今回の機構改革を行ないました。再編後の企画課には重点的課題の解決に向け企画・政策提案などに専念させ他の部署とも連携させることで立案・調整機能を高め、総合計画の具現化や諸課題解決に取り組み、市政の安定運営を図っていきます。

問 市内の広大な森林を一律に整備するには無理がある。今回の森林計画見直しにあたって

市の将来は
企画力に
かかっている！

おおきく
そだてよう！



は、現状の問題点を洗い出し、市民に分かりやすい形のビジョンを具体的に示すべきでないか。

答 今回の見直しにおいては持続的な森林経営を可能にするため新たなゾーニングや路網計画、要問伐等の明示を行ないます。また市の森づくりビジョン作成のため現状を調査し、問題点を把握して新たな構想を策定します。

国保税を引き下げ 市民の命と健康を守れ

現在国保税の引き下げは考えていません

広瀬憲一議員

問 高すぎる国保税を引き下げ、市民の命と健康を守るため国の定めている軽減措置から外れた方、例えば課税200万円以下の小さい子供を抱えた若い世帯に配慮した軽減をし、思い切った手立てを考え、一般会計、国保会計余剰金の繰り入れ、基金取り崩しなど、市独自の軽減をすべきだ。

答 また、滞納者をさらなる貧困に落とすような差し押さえはすべきでなく、サラ金なみの延滞金は減免すべきでないか。

答 ▼若年で低所得世帯の負担は重くなっていますが、市独自の軽減措置は現在考えていません。今後の課題として研究したいと考えています。また、悪質な滞納者には、処分を行なっていますが、貧困を助長する差し押さえはしていません。

問 市の行革による学校



△国民健康保険被保険者証

給食の調理業務の民間委託は偽装請負になるが、市はどのように考えているのか。また、学校給食は学校給食法によって教育の一環として明確に位置付けられており、法の目的から言うて、請負契約すること自体に無理がある。また、丹波市の学校給食に丹波市産米が使用されているのか。

答 ▼学校給食については、民間委託を視野に入れた検討を重ねています。また、学校給食については、丹波市産米を100%使用しています。

公立保育所の 柏原地域協議会の立上げは

地域の代表者や保護者の理解を得た上で

前川豊市議員

問 認定こども園に関する地域協議会は、内容やメンバーが同じである。教育委員会の二方的な押し付けとなっていないか。

答 ▼設置要綱の内容やメンバーについては地域性もありますので、原案作成の時から地域で決めていただいており、決して教育委員会の押し付けではありません。

問 柏原地域は公立保育所で他地域と違うが、押し付けで地域協議会を作ろうとしないか。

答 ▼一年かかってやっと立ち上がった地域もあり、一方的な押し付けでなく、地域の代表者や保護者の方々のご理解をいただきながら立ち上げていきたいと考えています。

問 合併して7年目となって、合併特例債の発行期限が迫っ



△4月にスタートした「認定こども園あおがき」

ている。ところがここ数年この特例債を活用する大事業（一般廃棄物処理事業や庁舎問題等）がふらついている。特例債発行のために事業が完了しなければならぬのは何年度か。

答 ▼合併特例債の発行可能年度は、基本的には26年度です。ただし27年度に繰越明許となればその分も可能となりますが28年度以降は発行できません。

地域振興基金などの活用は

「住民主体の地域づくり」に活用します

荻野拓司議員



△地域づくりのルール 自治基本条例策定へ

問 23年度からの地域づくり事業で小学校区単位で5年間に総額1,050万円が交付される。これまで「地域振興基金」、「地域づくり基金」が設置されている。3月末の各基金残高は、40億6,700万円、7億4,944万円である。この基金について①これまでの活用状況と基金を処分する際の基準はどうか。②市長の残任期間で、こうした基金をどのような地域づくりに活用されるのか。

答 ▼①地域振興基金は、18年度から、「地域づくり交付金」の財源として運用利子を充当し、また、20年度からは「地域医療対策事業」の財源としています。

一方、地域づくり基金は、自治公民館等の施設整備事業、地域づくり拠点施設の財源としても取り崩し

ています。②基金の目的である「市民の連帯の強化および均衡ある地域振興」ならびに「住民主体の地域づくり活動の推進」を図るために、ソフト、ハード事業を含めた活用を考えています。

問 生ごみ堆肥化対応は。 **答** ▼実際に成功されている自治体を調査し、NPO等と積極的に連携し、具現化の研究を図っていきます。

市の新エネルギーは 木質バイオマスを！

「安定的なチップ燃料の供給を確保します」

林 時彦議員

問 青垣総合運動公園、薬草薬樹公園、やすら樹の3施設のボイラーは買い替え時である。重油ボイラーをチップボイラーに変えると、年に二千万円の燃料費の削減になる。

答 指標のリサイクル率30%を達成すべきではないか。

問 循環型社会の形成のため、市は国と同様にリデュース、(減量)・リユース(再使用)・リサイクル(再生使用)の推進を考えています。集団回収や分別回収に引き続き取り組みとともに、生ごみの堆肥化にも今回まとめた調査報告書を踏まえ、具現化に向けてさらなる研究を深めます。

答 市の新エネルギービジョンに沿い、実現に向けての取り組みをしています。また中長期ビジョンとして、安定的なチップ燃料等の供給を確保するとともに、地元産材の利用拡大、地場産業の活性化の推進に期待しています。



△チップボイラー



△チップ

循環型社会の形成へ ごみゼロ化計画を

「今後も3Rの推進向上に取組みます」

藤原 悟議員

問 明確に10年、20年先に「ごみ」を限りなくゼロとする、計画的なごみ削減のため「ごみゼロ宣言」や「ごみゼロ推進基金条例」などの制定を。

答 循環型社会の形成に向け、ごみの「減量」・「再使用」・「再生利用」は、率先して取り組むべき課題です。また市民の皆様のご理解とご協力が必要不可欠です。今後も、より一層3Rの推進・向上に取り組みます。

問 社会参加を促し、介護予防や、ボランティア活動を評価する、各種のポイント制度の導入を。

答 介護支援ボランティア・ポイント制度については、第5期介護保険事業計画策定の中で、高齢者の社会参加や地域活動の実態も把握し、研究いたします。お元

問 気ポイント制度は、先進地の事例なども調査します。

問 森林の整備・保全や、獣による農作物被害などへの対応として、「油桐」の活用研究を。

答 バイオディーゼル燃料の供給源として、注目されていますが、今後多方向からの専門的な研究が必要と思われる。獣に対する忌避効果については、県森林動物研究センターへ問い合わせてみます。

問 油桐と油が採取される種子



△「油桐」と油が採取される種子

防災マップ活用の 仕組みづくりについて

「地域の皆様と一緒に考えながら作ります」

坂谷高義議員

問 防災マップを活かす仕組みづくりについてはどうか。

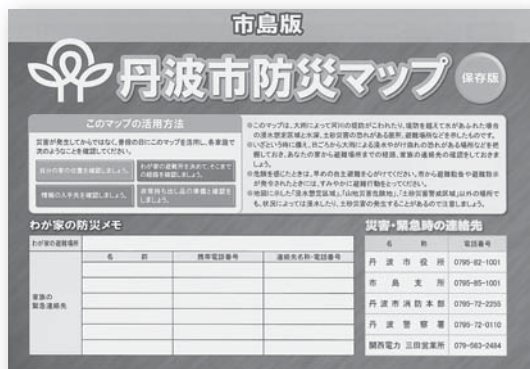
答 防災マップを参考に自治会ごとに集落のハザードマップを地域の皆様と一緒に考えながら作っていきたいと考えています。

問 みんなで知恵を出し合う、元気な地域づくりを意義あるものにするには、まちづくり指導員の卓越したリーダーシップがこの事業を成功に導く大きな鍵のひとつでもあると思うが、任命にはよく配慮されたのか。

答 指導員は、行政と地域が協働して「新しい公共」の創造をめざし、人権を大切にすると、みんなを支え合う地域づくりの推進と生涯学習の振興を図るため、専門的に活動する職員として、募集を行っていました。「市の地域

問 支援者となる職員のまちづくりに対する意識改革を図る手段は。

答 地域づくりの必要性や重要性、また従来の待ちの姿勢から攻めの姿勢への転換について、訓示をし、「地域づくり応援塾」を開催するなど研修をします。



駆除した鹿は、 どう扱われているのか

有効活用するため、研究していきます

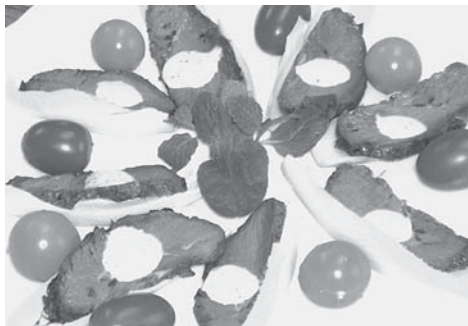
山下栄治 議員

問 鹿による農林業被害が拡大している。駆除した鹿は、どのように処理をしているのか。鹿肉の需要拡大も考えていくべきではないか。

答 ▼焼却処分場の確保は、実施主体・設置場所等問題が多く、広域的な課題として、丹波地域鳥獣被害対策連絡会議を通じて、鹿の有効活用を図るため、食肉だけでなく、ペトフードへの加工などの研究をしています。

問 地域づくりの行政支援に、支援者や指導員の配置があるが、役割は何か。

答 ▼「元氣な地域づくり特別事業」が始まり、その計画策定から地域の皆さんと一緒に考え、悩み、汗を流し、支援者は地域の住民として、積極的に地域づくり事業に参画します。



△鹿肉の創作料理

問 原発事故によって、新エネルギーが注目を浴びてきた。その中でも、年間稼働率がよく、森林整備にも繋がる木質バイオマス発電の取り組みは。

答 ▼化石燃料の使用を抑制し温室効果ガスの削減、材木を使うことで、雇用の確保、森林の整備や利活用など、地域への環境効果や経済効果も高いが設備投資や木材の確保、発電規模などから導入には慎重に議論をしていきます。

被災者支援システムの導入を

導入に向けて検討します

田坂幸恵 議員

問 平成7年に阪神・淡路大震災で壊滅的な被害を受けた西宮市が独自に開発した「被災者支援システム」の導入を。

答 ▼「被災者支援システム導入」は被災後、複雑な事務を迅速に処理ができ、被災者の方にもスピーディーな対応ができる事から導入について前向きに検討します。

問 JR柏原駅のエレベーターの設置及び駅舎施設改善の要望書への対応は。また、市長の熱き思いを問う。

答 ▼柏原町総代協議会をはじめとする4団体の会長の連盟で要望を頂きました。6月3日には市長自ら福知山支社に直接要望しました。今後、設置に向けて、県とも連携し引



△災害業務支援システム図

き続き要望していきます。

問 野良犬・猫の減少対策として不妊・去勢手術の助成はどうか。また、条例化やガイドラインの制定は。

答 ▼条例化は現在のところ考えていません。ガイドラインを検討し、広報にも野良犬・猫の減少について掲載していきます。

東日本大震災後の 丹波市の防災は

地域防災計画等の見直しを検討します

太田喜一郎 議員

問 今回の大震災を受け、庁舎の防災拠点としての位置付けや市地域防災計画などの見直しが必要と考えるがどうか。

答 ▼震災後、地域防災計画の一部見直しは、庁舎の建設に絡んで検討しています。その中で総合的に、防災計画のあり方、対応の仕方などについて検討していきます。

問 自主防災訓練の取組はどうか。

答 ▼昨年度は75の自治会で行なっています。今年度も防災マップの説明と各自治体のハザードマップの作成を重点に訓練を進めます。

問 住宅用太陽光発電の補助制度は国が実施している。また、県も家庭の節電対策として補助制度を導入する。併せて費用を低利で融

資する制度も創設する。丹波市はどうか。

答 ▼国の普及制度の推移を見ながら、検討していきます。

問 ソフトバンクが提案している大規模な太陽光発電所（メガソーラー）を市内に誘致する考えはないか。

答 ▼多額な投資（約80億円）となるので二考する必要があります。時期を失うと他にいつてしまうので検討します。



△一部崩壊した加古川堤防

何を学ぶか

西本嘉宏議員

福井の原発から40〜50キロ圏内の丹波市でどう対応するか。

また、原発は危険であり、「脱原発」の考え方が必要だと思います。

問 デマンド（予約）

型乗合タクシーの利用者や運転手、オペレーターなど関係者にアンケートなどを行い、関係者の声を聞き、課題の解決を図るように。特に、一便程度は隣町



△丹波市から50キロ圏の高浜原発

答 ▼利用者アンケートは6ヶ月程度経過後に行ない、利用者の意向を把握します。隣町への乗り入れは制度導入趣旨からも困難です。

運転手の賃金などは、タクシー会社の雇用関係となり当事者間の問題となります。

山地土砂災害の防止を

木戸せつみ 議員

大多数は住んでいる。市民生活の安全を維持するため市はどうするか。加古川

下流域・山南地域の安全は確保しているか。牧山川は洪水を防ぐため、土砂の除去も必要でないか。

答 ▼防災マップにより市民に危険箇所を周知し、備えていただきます。さらに、地域の要望により県と

共に防災工
事を進めま
す。

川水系丹波
圏域整備計
画での流域全
体の安全度の
バランスを図
りながら整
備していま
す。牧山川
は土砂が流
水を著しく
阻害する箇



△山地崩壊の現場

所は土砂を除去していま
す。

問 学校給食に安全でおいしい丹波市産米を使用しているのか。

【答】 ▼市は給食に必要な精米を（財）兵庫県体育協会より購入していますが、②連の取引は「米トレーサビリティ法」により取引の記録保存が義務化されており、丹波市産米であることを確認しています。

ことばの解説

バイオマスとは、生物資源

(bio)の量(mass)を表す概念で、一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」をいいます。

特定非営利活動促進法に

基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人をいいます。

ゴミをなるべく出さない

(リデュース・reduce)、モノをすくなく捨てずに何度も使う(リユース・reuse)、ゴミをなるべく再生して利用する(リサイクル・recycle)のことです。この3つの英語の頭文字をとって「3R」と呼んでいます。

洪水や津波、火山噴火な

と災害発生時に、住民が安全に避難できるよう被害の予想区域や程度、避難場所などを示した地図。自治体で作製し、避難勧告を出す際の重要な指針となります。

問題が発生した場合など

に、流通ルートを速やかに特定するため、米穀等の取引等の記録を作成・保存すること、産地情報を取引先や消費者に伝達することを義務付けるものです。



「丹波市議会基本条例(案)」について 市民のみなさんのご意見を募集します。

市議会では、議会及び議員活動の活性化や充実を図り、市民から信頼される“開かれた議会づくり”を目指すとともに豊かなまちづくりを実現するため、議会運営の基本事項を定めた「丹波市議会基本条例」を制定いたします。

この条例では、議会と市民や市長との関係ならびに議会および議員の仕事や役割を明確にするとともに、議会や議員が市民の期待に応え活動していく上での最高規範として制定するものです。

そこで、「丹波市議会基本条例」を制定するにあたり、皆さんにご意見をお伺いすることといたしました。

つきましては、「丹波市議会基本条例(案)」について、下記のとおりご意見を公募いたしますので、率直なご意見をお寄せください。

1 意見公募対象

丹波市議会基本条例(案)

2 閲覧方法等

- ・この議会だよりのP13～P19に掲載しています。
- ・丹波市ホームページに掲載しています。条例(案)をダウンロードしてご覧ください。

3 意見の提出方法

ご意見は、次に掲げるいずれかの方法で提出してください。

なお、提出は裏面の「丹波市議会基本条例(案)の意見提出用紙」をご利用ください。(「意見提出用紙」以外で提出していただく場合には、必ず「丹波市議会基本条例(案)の意見」と明記してください。)

(1) 書面を持参される場合

丹波市役所及び各支所の窓口に設置しております「意見回収箱」へ投函してください。

(2) ファックスの場合

ファックス番号:0795-82-1523 「丹波市議会事務局」あて

(3) 郵送の場合

〒669-3692 丹波市氷上町成松字甲賀1番地

「丹波市議会事務局」あて

(4) 電子メールの場合

アドレス: gikai@city.tamba.hyogo.jp に送信下さい。(件名は「丹波市議会基本条例(案)の意見」としてください。また、ウイルス対策のため添付ファイルにせず、メール本文にご意見をご記入ください。)

4 意見の提出上の注意

ご意見を提出いただける方は、丹波市内に住所(所在地)を有する個人または法人に限ります。

個人の場合は、氏名・住所・年齢・性別を、法人の場合は、法人名・所在地を必ず記載してください。

お寄せいただいたご意見については、氏名(法人名)・住所(所在地)等を除き内容を公表させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

5 意見提出の締め切り日

平成23年8月15日(月) 必着

6 留意事項

- (1) ご意見は、1,000字以内としてください。
- (2) お寄せいただくご意見は、なるべく条文ごとに整理して提出してください。
- (3) ご意見に対して、個別に回答はいたしかねますので予めご了承ください。
- (4) なお、上記の要領に沿っていないものは受領しかねますのでご了承ください。

よろしく
お願いします。

7 お問い合わせ

〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地
丹波市議会事務局まで
TEL : 0795-82-1472(内線311) / FAX : 0795-82-1523
E-mail: gikai@city.tamba.hyogo.jp



切り取り線

ご意見・ご提言の内容	

【意見の提出先、問い合わせ先及び提出方法】

- 2011.7/ たんばりんぐ

丹波市議会基本条例（案）
【解説編】

前文

地方議会とは、二元代表制（*1）の一翼を担う重大な責務のもと、地方公共団体の事務執行の監視機能及び政策立案機能を十分発揮しながら、日本国憲法に定める地方自治の本旨の表現を目指すものである。

今日、地方分権の流れのなかで、議会及び議員は市民への積極的な情報公開を通じ、情報の提供及び情報の共有化を図ることにより、公正性と透明性の確保に努め、市民の市政への参加を求めるなど、“開かれた議会づくり”を推進する。

また、議員間の活発な討議と併せ自己研鑽及び資質の向上を図り行政との持続的緊密関係の保持に努めなければならない。

丹波市議会は、この使命を実現するため、議会及び議員活動の活性化を図り、丹波市民の負託に応えることを決意し、この条例を制定する。

解説

議会議員と市長は市民から直接選挙によって選出され、ともに市民を代表する二元代表制のもとで、市長においては独任制（*2）の執行機関として、また、議会は市民の声を行政に反映させる機関として、めざすべき方向を行政とともに探りながら理想の丹波市を築く使命が課せられています。

また、議会には意思決定に至る過程を明らかにするとともに、説明責任を果たすことも求められています。

情報公開、市民の参加の推進、議員の活発な討議、行政機関との適切な関係の維持などについてルールを定め、市民から信頼される“開かれた議会づくり”をめざすものであります。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会及び議員活動の活性化と充実のため、必要な議会運営の基本事項を定めることにより、情報公開と市民参加を基本とし、親しまれる開かれた市議会を目指すとともに豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

解説

この条例は、親しまれる開かれた市議会と豊かなまちづくりを実現することを目的に、情報公開と市民参加を原則とした議会運営の基本事項を定めるものです。

丹波市議会基本条例(案)

【解説編】

平成23年6月

丹波市議会

(議会の責務)

第2条 議会は、市の政策に対する意思決定を行う議決機関として、適切な判断と責任ある活動を行わなければならない。

解説

議会は、市民の信託に基づく市民の代表機関としての役割を認識し、市の重要な政策決定を行うとともに、市長などの執行機関の事務の執行の監視と評価を行わなければならないことを定めています。

(議長の責務)

第3条 議長は、議会を代表して中立公正な職務遂行に努めるとともに、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。

解説

議長は、議会を代表する中立かつ公平な立場において職務を行い、民主的、効率的な議会運営を行わなければならないことを定めています。

(議員の責務)

第4条 議員は、市民の負託を受けて議員に選出されたことを自覚し、議員として必要な資質の向上に努めるとともに、高い政治倫理のもとで、誠実かつ公正な職務の遂行に努めなければならない。

解説

議員は、議会の構成員であるとともに市民の代表者であることを自覚して、常に資質の向上に積極的に取り組み、品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないことなど政治倫理の確立に努めるとともに、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならないと定めています。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第5条 議会は、市民の代表機関であることを常に自覚し、公正性・透明性及び信頼性を重んじ、市民の参加を積極的に推進する等、開かれた議会を目指して活動する。

2 議会は、市長、その他執行機関、市民等との情報交換と自由な討論の場であり、この条例に規定するもののほか、丹波市議会会議規則（平成16年丹波市議会規則第3号）、丹波市議会委員会条例（平成16年丹波市条例第242号）等を守るものとする。

3 議会は、市民の傍聴意欲を高めるため、傍聴者に議案等の審議に用いる資料等を提供するものとする。

4 議会は、議会の活動に関する情報公開を積極的に行うとともに、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

解説

議会は市民の代表機関であることを自覚し、“開かれた議会”を追究することが求められています。
議会や行政への市民参加を促進するためにも、議会・行政に関心を持っていたくことが重要であり、議会活動に関する情報を積極的に公開し、市民に分かりやすい議会運営に努めることを定めています。

(議員の活動原則)

第6条 議員は、議会が言論の府(*3)であること及び合議制の機関(*4)であることを認識し、議員相互間の自由な討議の推進に努めなければならない。

2 議員は、市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研鑽によって、市民の選良にふさわしい活動をするものとする。

3 議員は、一部の地域、団体及び個人にとらわれず、市民全体の奉仕者としての自覚を持ち、福祉の向上のために活動しなければならない。

解説

議会は、行政に対する監視機関としての重要な役割があります。また、様々な行政課題に対して政策提案をしていくことも重要な責務であります。そのためには、議員相互間の自由かつ達な議論を行うなかで、諸課題に対する論点を整理し、政策提案につなげるべきであること。また、議員は議会活動を通して、市民の声を市政に反映させる役割を担っていることから、常に市民の声や地域の課題に耳を傾け、公平な判断や長期的展望をもって研究や調査を行い、政策立案能力を高めるなど公正かつ誠実に職務を遂行し、市民全体の福祉の向上を目指すことを定めています。

(会派)

第7条 議員は、議会活動を行うため会派を結成することができる。

2 会派は、同一の理念を共有する議員で構成し、活動するものとする。

3 会派に関することは、議会展規程に定める。

解説

議会において同一の政治上の主義、理念、政策を共有する議員2名以上の同志的集合体を会派と定めています。また、議会の各委員会の委員構成は、会派を考慮した構成となっています。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第8条 議会は、本会議のほか、常任委員会(*5)、議会運営委員会(*6)及び特別委員会(*7)（以下「委員会」という。）並びに会議規則で規定する協議等の場(*8)としての会議等を原則公開するとともに、市民が議会の活動に参加できるような措置を講じるものとする。

2 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条の2の規定による専門的知見の活用(*9)並びに法第109条、法第109条の2及び法第110条の規定による参考人制度(*10)及び公聴会制度(*11)を十分に活用して、市民の専門性や政策的識見等を議会の討議に反映させるものとする。

3 議会は、市政全般にわたって、団体、NPO(*12)、グループ等との意見交換の場を設け、議員の政策形成能力を強化するため、政策立案の拡大を図るものとする。

解説

これからの議会活動は、議会の積極的な情報公開により、市民と情報を共有し、議会への市民参画を促すことによる市民との協働による“開かれた議会”を目指していきます。また、法律に基づく参考人制度や公聴会制度を活用し、市民の意見・識見を十分聴取して、議会の討議に十分反映させたり、団体、NPO、グループなどとの意見交換の場を積極的に設け、市政に反映する政策形成のための方策を講ずることを定めています。

(議決責任等)

第9条 議会は、議決責任を深く認識するとともに、議案等を議決し、自治体としての意思決定又は政策決定をしたときは、市民に対して説明する責務を有する。

2 議会は、議会運営に関し、市民に対して説明する責務を有する。

解説

提案された議案等は議会での審議を経て議決されます。議会は、議決により市政の方向性が決定されることについて、その責任を深く認識するとともに、議会での決定事項（審議過程から議決結果まで）を市民に対しわかりやすく説明する責務があることを定めています。

(議会報告会)

第10条 議会は、市政の諸課題に柔軟に対応するため、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を行うものとする。

2 議会報告会に関することは、議長が別に定める。

解説

議会報告会は、議員が地域に出向き、定例会及び臨時会での議案審議の内容や過程を報告するとともに、議会活動について市民の意見及び情報交換を行う場として開催するものです。

第4章 議会と行政の関係

(議員と市長、その他執行機関の関係)

第11条 議員と市長、その他執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）との関係は、緊張関係の保持に努めなければならない。

(1) 議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式(*13)で行うことができる。

(2) 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して論点を確認するため反問することができる。

(3) 議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができる。この場合において、市長等に文書により回答を求めるものとする。

解説

本会議における質疑応答は、質問の趣旨を明確化し、議論の論点をより深めるため、一問一答で行うことができることを定めています。

質問を行う議員に対して、内容が分かりにくい場合などの確認や論点整理のために市長等が逆に質問することが出来る権利を認め、市長等と議員との間に緊張感を確保することを定めています。

また、議員からの質問は文書で行うことができるものとし、この場合、行政からの回答は公文書とすることを定めています。

(政策の形成過程の説明)

第12条 議会は、市長が提案する重要な政策について、論点を明確にし、政策水準の向上と市民への公開のため、市長に対し、次に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- (1) 政策の発生源
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 市民参加の実施の有無とその内容
- (5) 総合計画(*14)との整合性
- (6) 関係ある法令及び条例等
- (7) 財源措置
- (8) 将来にわたるコスト計算

2 議会は、前項の政策を審議するに当たっては、それらの政策の水準を高めるために、立案、執行における論点、争点を明らかにするとともに、執行後における市の施策評価に役立つような審議に努めるものとする。

解説

市長が「重要な政策」を提案する場合、その政策の正当性及び実行性の詳細について、費用対効果を議会において十分な審査ができるよう、8項目の指標の提示を求めています。

指標の提示を求めることにより、提案される政策に対する信頼性・正当性の審査に供することができ、また、これらの情報を広く市民へも開示することにより、新たな市民参加を促進することも目的としています。

(予算及び決算における政策説明)

第13条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に求めるものとする。

解説

市長が予算及び決算を議会へ提案する場合は、前条同様に、議会において十分な審査ができるよう、説明資料の提示を求めています。また、予算、決算の審議にあたっては、各事業について効果的に事務事業が行われているかをチェックするため、行政評価を活用した審議に努めます。

(法第96条第2項の議決事項)

第14条 法第96条第2項の議会の議決事項については、代表機関である議会が市政における重要な計画等の決定に参画する観点及び同じく代表機関である市長の政策執行上の必要性を比較衡量のうえ、別に条例で定める。

解説

地方自治法第96条で議会において議決しなければならない事項が明記されており、その第1項では議決事項の制限、第2項では議決範囲を拡大し、議会が独自で議決すべきものを定めることができると規定している。市政全体において重要な計画等に関して、決定に参画の機会と執行上の議決の必要性を比較検討し、新たに議決項目として追加することを定めています。

第5章 議員間の自由討議
(議会の合意形成)
第15条 議会は、議員による討論の場であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議に努め議論を尽くさなければならない。

2 議会は、本会議及び委員会において、議員、委員会及び市長が提出した議案、請願又は陳情に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

解説

議会は、討論の場であるとの原則に立ち、議会内部の運営方法及び議案審査については、各議員が自由に議論することと、その課題を共通のものとし、より良い結果を引き出すために、自由な発言を促す会議運営に努めることを定めています。

(政策討論会)

第16条 市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を得るため、政策討論会を開催する。

2 政策討論会に関することは、議長が別に定める。

解説

政策討論会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議員の自由討議の具体的な実践の場としての位置づけとなります。全議員が一堂に会し、二元代表制の一翼を担う議会としての責任と意欲を高め、議員相互が積極的に意見交換を行うことを目的として定めています。

第6章 委員会等の活動

(委員会の活動)

第17条 委員会審査にあたっては、資料等を積極的に公開しながら市民に対し、分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

2 委員会は、多様な行政課題に適切かつ迅速に対応するため、積極的な運営により機動性を高めなければならない。

解説

議会は、各課題について詳細な審査を行うため、各分野別による委員会を設置しています。

委員会は、公正・透明性に心がけ、市民に分かりやすい審議に努めることについて定めています。

(協議の場の活動)

第18条 丹波市議会会議規則第157条に規定する協議又は調整の場としての議員総会、常任委員協議会及び会派代表者会議の審議にあたっては、資料等を積極的に公開しながら市民に対し、分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

解説

丹波市議会会議規則（平成16年議会規則第3号）第157条に規定する、協議又は調整の場においても、市民に公開をし、分かりやすい議論を行うよう定めています。

(行政視察)

第19条 委員会は、行政の基本的施策等について提言し、市民の利益の実現を図っていくために、他自治体の先進事例を研修することにより市政に反映するものとする。

2 行政視察終了後速やかに報告書を作成し、議長に提出するとともに本会議で報告し、議会広報等により市民に情報の公開をするものとする。

解説

議会活動には、議案の是非を検討し、その可否を決するというだけでなく、行政の基本的施策について市長に提言し、住民の利益のためにその実現を図っていくという積極的な姿勢が求められています。また、地方分権に伴い、議会が担う役割はますます重要なものとなり、議会における審議が高度化・複雑化するなかで、行政の適切な運営を確保するためには、議員の専門的な見識が必要とされています。このようなことから、議員が他の自治体を行政視察することにより、行政等の実情を直接把握し、委員会活動、議員活動をする上で、必要・有益であることから実施しており、その調査結果について議会だよりなどにより市民への情報公開をすることを定めています。

第7章 政務調査費

(政務調査費の執行及び公開)

第20条 会派及び会派に所属しない議員（以下「会派等」という。）は、政策立案等を行うための調査及び研究に資するために交付される政務調査費の執行にあたっては、丹波市議会政務調査費の交付に関する条例（平成17年丹波市条例第12号）を遵守しなければならない。

2 会派等は、政務調査費の支出について会計帳簿を調製し、使途を明確にするとともに、領収書、調査内容その他の証拠書類を整理保管し、これらの書類を政務調査費の提出期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで、いつでも市民に閲覧可能な状態で保管しなければならない。

3 市民から、丹波市議会政務調査費の交付に関する規則（平成17年丹波市規則第31号）第7条第1項に規定する閲覧請求があった場合は、速やかに閲覧に応ずるものとする。

4 議長は、政務調査による活動状況及び収支状況を議会広報等に掲載し公表するものとし、会派等においても、活動成果を会派が発行する広報紙等で報告するものとする。

解説

政務調査費の執行に関し、公正性・透明性を確保するため、収支報告書にすべての領収書の添付を義務付けし、議会だより等で活動状況及び収支状況について市民に報告することを定めています。

第8章 議会及び議会事務局の体制整備

(議会改革)

第21条 地方分権に伴い、議会が担う役割はますます重要なものとなり、議会における審議が高度化・複雑化する中で、地方議会のあり方を常に議論し、議会改革をさらに推し進めるよう努めるものとする。

解説

議会運営の高度化・複雑化に伴い、常に議会改革に向けた取り組みの重要性を定めています。

(議員研修の充実強化)

第22条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図る。

2 議会は、広く各分野の専門家を招聘し、市民等との研修会を年1回以上開催するものとする。

3 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の図書等の充実及び機能強化に努め、その有効活用を図るものとする。

解説

議員の政策立案能力の充実を図るため、議員個人の自己研鑽だけでなく、議会として組織的に幅広い意見や知識を集積するため、研修会の開催や議会図書等の充実について定めています。

(議会事務局の体制整備)

第23条 議長は、議員の政策形成及び立案能力を向上するため、議会事務局の調査・法務能力の充実強化及び組織体制の整備を図るよう努めるものとする。

2 議会事務局は、議員の議会活動に必要な情報の提供に努めるものとする。

解説

議会基本条例の執行にあたって、議会、議員の政策形成及び立案能力の向上はもとより、それを補助する議会事務局の組織体制の整備と職員的能力強化について定めています。

(議会広報の充実)

第24条 議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報等で公表し、情報の提供に努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

解説 議会は、市政の重要な情報を市民に周知することを定めています。また、情報技術の発達を踏まえた広報の充実について定めています。

第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第25条 議員は、丹波市議会議員政治倫理条例（平成18年丹波市条例第115号）を遵守し、市民の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、市民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

解説 議員は、倫理性を自覚した上で、議員としての影響力を不正に行使することなく、市民に疑惑をもたれないよう行動することを定めています。

(議員定数)

第26条 議員の定数は、丹波市議会議員定数条例（平成18年丹波市条例第114号）に定めるところによる。

- 2 議員定数の条例改正案は、法第74条第1項の規定による市民の直接請求があった場合及び市長が提出する場合を除き、委員会又は議員が改正議案を提出しようとするときは、明確な改正理由を付して提出するものとする。
- 3 前項の規定に基づき、委員会又は議員が改正案を提出する場合は、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望、近隣市・類似市との比較検討等を十分に考慮するとともに、あらかじめ当該改正案を市民に公開して意見を求めなければならない。

解説 議員定数の改正にあたっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状将来の展望、近隣市・類似市との比較検討等を踏まえ、総合的に検討するとともに、議会報告会、パブリックコメント及び公聴会制度等を活用し、市民の意見を聴取することを定めています。

(議員報酬)

第27条 議員報酬は、丹波市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成16年丹波市条例第40号）に定めるところによる。

- 2 議員報酬を定める条例の改正は、法第74条第1項の規定による市民の直接請求があった場合及び丹波市特別職報酬等審議会の答申に基づき市長が提出する場合を除き、委員会又は議員が改正議案を提出しようとするときは、明確な改正理由を付して提出するものとする。
- 3 前項の規定に基づき、委員会又は議員が改正案を提出する場合は、行財政改革の視点だけでなく、議員活動の評価等に関しあらかじめ当該改正案

を市民に公開して意見を求めなければならない。

解説 議員報酬の改正にあたっては、丹波市特別職報酬審議会の答申に基づき市長から提案されるのが通例であります。法第112条の第2項の規定に基づき委員会又は議員が改正議案を提出する場合は、市民の意見を聴取するために、議会報告会、パブリックコメント及び公聴会制度を十分に活用することを定めています。

第10章 最高規範性と見直し手続

(最高規範性)

第28条 この条例は、議会運営における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

- 2 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則を遵守して議会を運営し、もって市民を代表する合議制の機関として、市民に対する責任を果たさなければならない。

- 3 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければならない。

解説 議会基本条例は、丹波市議会における議会運営の基本を定めたものであることを明確に規定し、市民を代表する合議制の機関として、市民に対する責任を果たさなければならないことを定めています。

(見直し手続)
第29条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかにこの条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

- 2 議会は、前項による検討の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。
- 3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

解説 常に市民の目線で本条例に基づき議会運営全般にわたり検証を行い、改善が必要と認められる場合は、適切な措置を講じることを定めています。

附 則
この条例は、平成 年 月 日から施行する。

【用語解説】



*1 二元代表制

地方自治体において執行機関である首長と議事機関である議会を構成する議員の双方を市民が直接選挙で選ぶ制度のことをいいます。二元代表制の特徴は、首長、議会がともに市民を代表するところにあります。

*2 独任制

合議制に対するものであって、1人をもって機関を構成し、独立して職務を執行し、意思を決定する制度をいいます。独任制は、責任の所在を明らかにし、事務の統一を保ち、敏速な措置をする場合に適します。したがって、行政はその性質上、独任制をとることを原則としています。各省大臣、外局長、都道府県知事及び市町村長は独任制の行政庁であります。

*3 言論の府

議会におけるすべての問題は言論によって決められていることから、議会のことを「言論の府」と呼んでいます。

*4 合議制の機関

議会で提案された案件の可否を決めるときは、半数を超える賛成があれば全会一致でなくても、それを議会全体の意思とみなす「過半数議決の原則」(注1)があります。したがって、議会は、十分に討議を尽くし、最終的に少数意見を尊重しながら賛否の意思を決定する機関であることから、「合議制の機関」と呼んでいます。

(注1) 過半数議決の原則の例外として、特別多数議決(4分の3以上、3分の2以上等)が定められているものがあります。

*5 常任委員会

本会議に提案された議案などを専門的に詳しく審査するために設置された機関です。丹波市議会では「総務常任委員会」「民生常任委員会」「産業建設常任委員会」の3常任委員会で構成しています。

*6 議会運営委員会

議会運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項を所管し、議会の運営を円滑、効率的に進めるための協議をする委員会です。

*7 特別委員会

議会の議決により付議された特定の事項を審査・調査する委員会で、一定の期間を設けて設置される委員会です。

*8 協議等の場

議案の審査又は議会の運営に関する事項や市政の重要事項などについて

の協議又は調整を行う場として、「議員総会」「常任委員協議会」「会派代表者会議」「議会報編集委員会」を設置しています。

*9 専門的知見の活用

案件の専門的な事項について、学識経験者等の専門的な知識や考え方を取り入れ、政策形成を行おうとするものです。

*10 参考人制度

委員会での審査の参考とするために、審査案件に対して利害関係がある者や学識経験者等の第三者の意見を聴くことができる制度です。

*11 公聴会制度

内容は参考人制度と同様ですが、公述人の募集や選定などの手続きが煩雑で時間がかかるなどから開催は極めて少ないものとなっています。

*12 NPO

特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人です。

*13 一問一答方式

質問の方法として、教項目を一括で答弁を求める一括方式と一項目ごとに答弁を求める一問一答方式があります。議案の審議は一括方式で行い、市政を質す一般質問は議員がどちらかを選択しています。

*14 総合計画

自治体の全ての計画の基本となる計画のことで、市が取り組む各種施策や行政分野ごとの個別計画の上位に位置し、将来のまちづくりの方向性を定める重要な指針となるものです。

「初めて見た議会」

柏原中学校2年 岸田尚樹

6月10日の金曜日に僕は、初めて議場に入りました。そこで僕は、議会を目にしました。そこに行つたのは、神戸新聞社にトライやる・ウィークの最終日に議会取材する事になったからです。そこに行く前に指導員の方から「あいさつだけはしっかりしなさい」と言われていたので、とにかく誰かに会うたびにあいさつをしました。すると、議員さんや市役所の方はきちんとあいさつ

を返してくださいました。つまり、あいさつは、人と人とのつながりを作ってくれるのだと改めてわかりました。

そして議会を見た感想を書きます。議会というものは、実際に見るのは初めてでした。議会になると、中学生には難しい話がほとんどでした。しかし、わかる内容もありました。議員さんでも議会が始まる前は、優しい人

まれば、人が変わつたようになりま。これも丹波市をよくするため

にやってくれているのだと思います。これも頑張つてほしいです。

僕は初めて、

辻重五郎市長に出会いました。辻市長は、ゴミ処理施設の遅れの責任で減給をしたけど、これもちやんと責任を感じているということだから、市長として良かったと思います。そしてこれからも、丹波市のために市長を続けてほしいです。

最後に、議員さんと市役所の方、短い時間でしたがありがとうございます。



▲議場を撮影する岸田記者

中学生レポート

「トライやる・ウィークを終えて」

「文化創造課と社会福祉協議会を体験して」

青垣中学校2年 土田さつき

トライやる・ウィークの5日間を終えて、私が一番に感じたことは働くことの大変さです。私の職場体験は5日間で終わりましたが、事業所の人たちは毎日ずっとこれからも頑張つて仕事をされていくことのすごさと大変さを学んだ。

私は、文化創造課文化財係と社会福祉協議会の二つの事業所に行きました。文化創造課では、何百年も前の土器などもさわらせてもらうことができました。

また、文化創造課文化財係ではどんなことをするところかという、主に建物が取り壊されるときに、そこに遺跡などがないか調査や発掘などをするところでした。佐治の認定子ども園にも壁穴式住居跡のような物があつたと聞き、青垣にも歴史があるんだなあと思いました。それと同時に、そのための事業所もあるんだなあと知りました。



▲生きがいデイサービスでトライやる

知らなかったところで大人のひとちが仕事をしているということに、とても感心しました。

二つめの福祉の所ではお母さんが介護という少し似た仕事をしていたため関心がありました。そこでは、92才のおばあちゃんが出て、一緒にいろんなことを聞いてたくさん学ぶことができました。おばあさん達は、心から「生きがいデイサービス」を楽しみにしているらしいようで、とてもやりがいのあるような仕事だなあと思つたし努力のいる仕事だと思いました。

この二つの事業所で仕事の体験をして改めて働く大人のひとたちのすごさを感じました。これからの将来に少しでも役立てていきたいです。

編集後記

東日本大震災が発生して早くも4ヶ月以上が経過しました。その間、復興に向け一生懸命頑張っている被災者の皆さんに心より声援を送り、一刻も早い復旧・復興を願うところです。

さて、丹波市議会では、開かれた議会づくりと豊かなまちづくりに寄与するため、議会自らが議会基本条例の制定に向け取り組んでいます。今回は、パブリックコメントの実施に向け、「丹波市議会基本条例（案）」の全文を掲載させていただきました。皆さんのご意見をお聞かせください。また、議会報「たんばりんぐ」の編集においても、議会などの動きが市民の皆様にわかりやすい紙面となるように努めているところです。併せてご意見、ご要望などお気軽にお寄せください。